

地主の理解と協力が施設運営の要

1. 地主対応の構図と姿勢

本牧CATV運営主体の設立は、区画整理地区内の一般民間の地権者（地主）たちの理解と協力なくしてはあり得なかった。

新本牧地区内の地権者数は、昭和六〇年三月現在で二六三、共有者を含めると四三九人である。彼らは「新本牧地区開発促進協議会」という任意団体をつくり、区画整理の推進と開発にかかわる重要事項の審議という

二大目標を掲げ、横浜市に対する地権者側の窓口として活発に活動していた。協議会は年一回の全会員の集まる定時総会を中心に、執行機関として一八名からなる常任理事会を持ち、各地権者をそれぞれが属する地区別に六つの分科会（センター地区、表通り、集合住宅、低層住宅A、低層住宅B、サービス工場）に分けている。協議会の下に「まちづくり委員会」という、各分科会の世話人二二人で構成する新本牧のまちづくりに関する研究と、各分科会の連絡調整、意見交換を行う自主的研究組織があり、毎月一回夜の定例研究会を開催していた。

地権者として、自分達のまちは自分達でつくる、という意識のもとにきわめて真面目に勉強し、新本牧のまちづくりにかかわる事柄を広く討議していることは評価に値する。全国にも例をみない特異な組織かもしれない。

横浜市としても役所の独断専行で区画整理事業を進めるのではなく、地権者の意向と意欲を尊重しながら共に

まちづくりを進められるという大きなメリットとなっているのである。

ただし、地権者はそれぞれが様々な職を持ち合わせてはいるが、まちづくりに関しては素人集団であることは否めず、時として思い込みで左右され、総合的な状況判断に欠けることもある。まちづくりといっても、所詮住むのは一般市民であり、まちづくりの主人であるという肩書きを有していないことが問題になるわけではない。ましてやまちづくりの主人といえる人間がそれほどいるわけでもなく、役所の都市計画担当セクションに属することがそれを意味するわけでもない。

法律の解釈と技術論に優れた役人であっても、生活者としての視点をもって住民としての立場を理解できない人間は何等まちづくりの専門家とは呼べない。まちづくりは突き詰めていえば、多くの異なる利害の対立であり、その調整作業である。役所の「密室」での調整作業は、住民にとって限りなく不透明であるが、しかし、すべての調整プロセスを無差別にオープンにすることは時として大きな不利益を生ずることがある。かわる主体の立場と数が多く複雑なのがまちづくりの常であり、その主体間で徐々に議論を深めお互いの意識を高め、そして行動していくことが理想である。

直接の担当者として住民の間に入って苦勞をした田口であるが、彼は、都市デザイン室での仕事で、市役所内各局間の調整、区の建築課で住民とともにまちづくり協定をつくっていった経験などから、まちづくりはデザイナーやプランナーのみがやることではなく、あくまでも住民と自治体の共同作業であることを認識していた。そして、住民との関係ではできることとできないことは、臆することなく明解に言うことが重要だと感じていた。決して姑息なウソをつくべきではない。その場しのぎのウソは必ずバレる。また、住民達の理解には時間がかかるものである。根強く議論を重ねることが必要であり、決して結論を急ぐべきではない。デザイナー

やプランナーの役割は状況を多角的に読み取り、まちづくりの大枠、方向性をつくっていくことである。それも押し付けではなくあくまでも住民や利害関係者と十分に議論を重ねた上で決定すべきである。こうした基本的な姿勢をもって本牧のCATVの対応も進めていったのである。

2. CATV施設維持管理の課題とこれまでの対応

新本牧のCATVで一番悩んだことは維持管理費の拠出であった。CATVの運用には維持管理費が不可欠であり、これなくしては長期的・安定的にサービスを供給していくことはできないということを地権者に理解してもらったことが大きな課題であった。

ゼロから説明して理解してもらうならばそれほど難しくなかったかもしれない。しかし、このプロジェクトをはじめた六〇年の八月時点で既に、CATVは利益を生むものだというような誤った理解をもつ一部地権者があり、また、CATVという即都市型サービス、それによる収益というような短絡した図式でとらえる風潮もあって、施設を維持管理するには莫大な経費がかかり、それを誰かが負担しなければならないというまったく簡潔な理屈がなかなか理解されなかったのである。

CATVは決して儲かる商売ではない。特に受信障害対応の施設では、仮に維持管理費（およそ施設設置費相当額）を施設の譲渡に際して付けても長期的な運用は難しい。それに、地元を受信のための組織として任意組合をつくっても、施設が古くなるにつれ故障も多くなり日常の管理が複雑になる。通常、日常の組合費として必要な額を徴収しないところでは資金不足のため将来的な施設の更改が不可能となってしまう。組合は地元の町内会組織を兼ねたりして、町内会長などが組合長となり、日常のサービスや故障などの苦情処理に対応す

ることとなる。普段は何もなくても一旦停波（事故や故障で送信が停まること）にでもなれば苦情の電話が組合長宅に殺到しパニックに陥る。また、多額の維持管理費を組合長個人名で預からざるを得ない（任意団体の法人格を有しないため）ので、いらぬ疑惑を持たれたり、また、日常の組合費（保守委託費用）の徴収管理業務に煩わされることになる。

一般的には組合方式の場合の施設規模は比較的小規模で、届出施設（引き込み端子五〇〇以下）のものが圧倒的に多い。新本牧のように四、二〇〇世帯という規模の組合施設はない。規模が大きくなるだけ運営は大変になる。

最近では、組合を作らず、原因者であるデベロッパーに管理させる方式も多くなってきている。ただ、この方式だと原因となるマンションなどの販売時点まではデベロッパーはいるが、販売後は何も知らない居住者組合が補償施設の維持管理の責務を負わされてしまうケースが多い。そのことの表面化を防ぐため、デベロッパーは施設の維持管理を専門の業者に長期委託に出し、その経費を居住者組合の共益費の一部に含ませてしまう方式を採っているが、利用者からの苦情も専門業者の所へ直接いくわけで、責任関係のあいまいなまま進行していくことになる。

この方式の最大の欠点は、将来的な施設更改の決定と実行が難しく、かつ新たなニーズに伴う施設のグレードアップが不可能な点である。

新本牧の地権者たちは、昭和五九年当初から新本牧地区開発促進協議会の下部組織である新本牧まちづくり委員会の中に「CATV研究会」を市の助言に基づいてつくっていた。当時は市も、設置しはじめた大規模CATV施設を地主達の任意のCATV管理組合に任せようとしていた。

区画整理地区のため地主達を管理組合の軸にすえ、利用者は後追いの存在となるような組織形態を想定していた。小規模な補償施設と同様に考え、有線テレビジョン放送法による許可の必要性については希薄な意識しかなかったのである。その反面、高度情報システムへのシステムアップばかりに固執し、実現性の乏しい議論に終始していた。

五九年二月のまちづくり委員会、四月のCATV研究会、七月の協議会常任理事会など、CATVに関連して六〇年の四月二二日までに都合一六回の会合もたれた。結果的には大多数の地主がCATVを理解できないまま、一部の自称専門家を名のる地主の独走に反発が起き、会の運営に混乱を生じ、市が当面維持管理を行うことで地主達による検討会は中断したのであった。

こうしてCATVの運営主体設立に関する市や地主達の責任関係も不明確なままとなっていた。

3. CATV施設及び運営主体の必要性の認識

そうこうしている内に、六〇年九月に新本牧地区の第一回目の仮換地指定が行われた。これにより集合住宅

地区と低層住宅地区の一部が元の地主に返され、土地利用が可能な状態となった。集合住宅地区には三井不動産と他の二三名の地主による共同開発の高層マンション群が着工され（六一年一月）、低層住宅地区にも戸建て住宅が建ちはじめた。これにより、工期の短い戸建て住宅は六一年二月には入居が始まり、それとともにCATVによる送信も開始することを迫られた。

六〇年九月の仮換地指定は既定の事実であったが、これに伴うCATVの送信、即ち運用を誰がやるのかという点はまったく考慮されていなかったのである。

六〇年六月半ばに異動により着任した田口は、CATVについての知識はなく、自宅にテレビをおかない主義を通しており、まったく放送メディアとは縁のない生活をしてきた。こういう人物がCATVの運営主体をつくっていかねばならない職に就いたというのも皮肉なものである。彼は石田や井上氏のアドバイスや松平、石黒両氏との接触、地方のCATVの見聞など短期間のうちに知識を蓄えていったが、この時点ではまだ完全に自分の頭の中で全体の構図が整理されていたわけではなかった。

こうした状況の中で六〇年一〇月の地元協議会常任理事会の席で、CATVの運営主体については検討中であるが、区画整理事業期間中の維持管理は市で行い、使用料は無料と断言してしまつた。

しかし、どんな理由にしろタダというのは間違いであることはその後のプロジェクトのなかでの議論等により明白となり、将来の維持管理の方向を考えると、安くても保守管理に必要な範囲の二五〇円程度の利用料は徴収すべきであるという結論となつた。

そこで、同時再送信サービス開始も目前に迫つた六一年の一月に、協議会の常任理事会に“有料”であると訂正を申し入れた。前回の常任理事会でも、将来仮に利用料をとると五〇〇円から一、〇〇〇円位であると発言していたので、それよりも安い月二五〇円の提示であつたので、大きな反対もなく理事会の承認を得ることができた。この二五〇円という金額は、建設事務次官通達に準拠してアンテナ設置費相当分ということで設定したものである。

一方、当面の受信者を利用契約を締結してもらうための加入申し込み書と加入契約約款及び利用料を市に納入してもらう納付通知書を急ぎよ作成した。これらの書面はきわめて簡単なもので、本格的な運営主体ができるまでの当座しのぎであつた。利用料収入は市の雑入として処理され、施設の日常的な保守委託は六一年の二

月一七日から三月三十一日までの間、僅か二万八千円でTCVにお願いした。当初は、施設設置工事を担当していたNTTにも考えていたが見積もりをとってみて比較にならないほど高かつたのでこのような対応をしたのである。これで、当面の区画整理地区内の数軒の戸建住宅に対するCATVによる再送信サービスを行うこととなつたのである。

その後しばらくの間は市の内部的な詰め追われ、地主との接触の機会は殆ど持つことができなかった。地主達の一般的な理解としては、新本牧のCATVが今後自分達の資金的な持ちだしや苦勞なしに運営される結果として新本牧のイメージが高まることを期待するものである。

これも、新本牧の区画整理地区内のCATVに限定して言えば不可能ではなかつたかもしれない。しかし、地区内の建築行為に伴い周辺に生ずる大規模な受信障害への対応が必要なのである。

暑い夏のさなかの六一年七月の土曜日に協議会の常任理事会が開かれた。そこでNHKの調査による受信障害の発生の予測とそのための合理的な対応の在り方について田口が説明した。

受信障害の処理を適切に行つていかないと、感情的な問題も生じ、新本牧のまちづくりそのものへの反発となる恐れがある。受信障害の責務は建物の建主にあるが、それが確定するまでは地主に第一次的な責任があることを説いたのである。

協議会の常任理事やまちづくり委員以外の日ごろ市と接触のない一般地主にとって、新本牧地区内に既にCATVというものがあること自体が全く初耳であつた。これらの人々に、役所が独走して余計なものをつくつたということではなく、地主のためになるものを役所が努力してつくつてくれたというような理解を得ることが大切であり、そういう理解のもとに地区外受信障害への対応の必要性を認識してもらふことが必要であつた。

このような認識を狙いとして、地元の意向調査を実施することとした。そして、調査を役所が一方的に実施するのではなく、まず年一回開かれる協議会の総会（六一年六月二十八日）に実施の是非を図ることとした。総会では次のように報告とお願いをした。

① 新本牧CATVの運営主体について：新本牧の地区内には今後のニューメディアとしても対応可能な有線テレビジョン施設（CATV）が敷設されていますが、それを運営して皆様に長期的かつ安定的に電波を供給する専門の運営機関を設立すべく、現在市で検討中です。今後適宜、協議会の皆様へご報告させていただきます。

② アンケートの実施について：将来の利用者になる地権者の皆様のCATVに関するご意見をお聞きして、今後の参考にさせていただきたく「アンケート調査」を市で実施したいと考えております。実施の詳細については役員の方々と協議させていただきます。

これらについて、総会では異論もなかったため、市の委託に基づき松平氏と調査を担当した綜研の千徳知夫氏によって六一年八月に調査が実施された。

地区内地主二四八名と、今後の新本牧CATVの業務予定地域となる受信障害地域の一六の町内会長およびその地区の住民二八〇名を、住民基本台帳からの無作為抽出によって行った。

さらに、新本牧地区周辺に居住し、YCAC（横浜カントリーアンドアスレチッククラブ）在日外国人専用の高級スポーツクラブ）に在籍している外国人二三名を対象としたアンケートも行った。これらのアンケートの狙いの中心は、新本牧のCATV施設の存在の認知、都市型CATVへの発展の可能性、そしてなによりも受信障害に際しての原因者の補償責務と利用者の負担の必要性などを伝えることであった。この調査の実施によ

って、僅かではあるがCATVの理解は進み、同時に市のかかわりかたも認知されたものと考えられる。

4. 情報部会との連携

こうした経過の中で市の方向性も固まりつつあったので、そろそろ新本牧の地権者に、より深くCATVについての認識を深めてもらう時期にきていると感じた。

それは、新本牧のCATVの運営は営利企業方式ではなく公共性を重視した財団法人形式で行うしかなく、そのための維持管理費の拠出問題、そして、周辺受信障害対策の負担責務など、地主達の理解と協力なくしては進められないことが明白になってきたからである。そこで、まちづくり委員長にCATVに関する市の検討作業について報告し、議論をしていきたいともちかけたところ、まちづくり委員会の中に研究会を再度組織化して市と一緒にやっていきたいという提案があった。

願ってもないことで、地主達にCATVについて認識を深めてもらえば、我々の構想をきつと支持してくれるはずである。委員長の提案を受け入れ、六一年九月まちづくり委員会の中に情報部会が発足した。情報部会のメンバーは、部長一名、委員三名、まちづくり委員会の正副委員長各一名、そして市から田口、飯島の二名がオブザーバーとして参加した。

情報部会の活動は部長のイニシアチブで進められ、研究成果は適宜まちづくり委員会へ報告され、最終的に協議会の常任理事会へも報告され、承認されることになっていった。常任理事会で承認されれば、それが実質的に地権者全体の意思決定になるわけで重要な意味がある。田口はオブザーバーという立場ではあるが、ことCATVに関して、地主達自ら研究の方向性をつくることは難しいので、まずは現地の施設を見学し、有識者

の話聞き、そして課題を探っていくというシナリオを提案し、これに沿って進められることとなった。情報部の活動は次のとおりである。

六一年九月二四日 今後の進めかたについての打ち合わせ

二九日 新本牧のCATV施設見学

一〇月八日 第一回研究会

テーマ一・高度情報化社会への動向

二・海外のCATV事情

講師として石田が情報社会及びニューメディアの総論的な解説をし、住友電気の上田秋次氏（ニューメディア開発室長）にCATVの実情、展開等についてお話いただいた。

ニューメディアといっても、結局それを支える社会システム、情報の内容・質が重要であること。そして、CATVは魅力的なメディアではあるが、それほど簡単な事業ではないことなどがポイントであった。

一〇月一八日 公益信託ヨコハマ中区まちづくり本牧

基金と横浜市都市計画局の共催による

講演会「CATVとまちづくり」開催

コーディネーター：石田 正（横浜市企画調整室主査）

1. 都市型CATVの可能性（松平 恒・電通）

2. 国のCATV普及促進策（相澤 学・郵政省）

3. ニューメディアと商店街の活性化

（近沢弘明・元町SS会）

4. まちづくりとニューメディア

（小澤恵一・横浜市都市計画局開発部長）

当日は特別な広報手段を使わなかったにもかかわらず、CATVに関心を持つ一般市民、企業関係者など、八〇名にのぼる多数の参加を得た。この講演会の主旨は、新本牧にCATV施設が設置されており、運営は難しいものであるが、横浜市としてはこれを有効に活用されるような方策を検討していることを対外的にアピールすることであった。CATVをとりまく様々な状況を知らせ、その中で新本牧のCATVが期待をもたれていることを一般にオープンにすることが、新本牧のCATVに関しての市の考えかたを知ってもらうことにもつながるのである。

講演者の話のあとに質疑、議論が交わされたが、新本牧地区の周辺の町内の住民から、将来的に自分達の地域にも拡張してほしいという要望も出された。一般の市民向けということで、松平さんなどはいつもにも増してわかりやすく丁寧な話をしてくれた。この講演会で都市型CATVは難しい事業ではあるが多くの可能性をもつものであることがよく周知できたものと考えられる。

この会のコーディネーターを務めた石田は、前日までの市の研修で腰痛をおこし、当日の午前中に治療を受け、しっかりと腰にサランを巻いて、傷みをこらえながら会をすすめた。会が終わってから中華街で開かれた懇親会の席では、まともに座れないので失礼にならないように挨拶だけ済ませ、中座するほどであった。

一〇月二〇日 第二回研究会

テーマ 日本のCATVの現状とCATVの運営

(石黒 公・〈財〉東京ケーブルビジョン)

TCVで永く実際にCATV事業に携わっている石黒氏の言葉には重みがあった。CATVビジネスは、一人で何役もこなさなければならぬが、苦勞の割には利益の薄い事業である。大変な事業であることが強調された。この会に出席していたまちづくり委員長は石黒氏の話をよく理解し、その後に関われたまちづくり委員会や常任理事会の会合で、盛んにCATV事業の難しさを他のメンバーに説いていた。

十一月七日 第三回研究会

諏訪LCV(レイクンシティブルビジョン)の視察

地主達に現実に苦勞を重ねてやっているCATVをみてもうることが、なよりの勉強であると考え、諏訪までツアーを組むこととした。LCVの山田社長には、これを含めると都合三回にも及ぶ横浜市からの視察を受け入れてもらうことになり、大変ご無理をきいていただいた。この視察のまえに田口は山田社長を本牧に案内し、実態を理解していただいた。

視察では、一旦倒産しかけた会社を再建した山田社長の苦勞話に全員感銘したようだった。地主達による組合や、営利法人方式などを考えていた参加者も、CATVは一筋縄ではいかない事業で、とても自分達の手には負えないと思ったようである。

十一月二二日 第四回研究会

報告書作成についての打ち合わせ

「CATVをとりまく社会状況を新本牧に即して考えると、都市型CATVをという前に、新本牧地区内の開発に伴って周辺に発生する大規模受信障害をまず円満に解決することが先決である。

今まで勉強したように、CATVは営利事業としてもなかなか難しい事業である。一方、受信障害対策は補償対策であり、避けて通れないものである。公害補償のように周辺被害者から原因者総体に補償請求がおこされることも考えられる。早急に解決しなくてはならない。

これらの要素をうまく解決していく方法としては、新本牧地区内施設を延長して地区外の受信障害対応施設と一体化していくことしかない。そして、そのためには専門的な運営主体が必要である。この運営主体は、受信障害の解決を図るという目的を持つ公益的なものでなければならず、形態としては財団法人しかない……」
田口の出したこのようなメモに全員が同意し、情報部会としての報告の方向性が定まった。

十一月一八日 第五回研究会

報告書案についての検討

提出された報告書案について了承され、最終的な報告書の作成に入ることとなった。

十一月二五日 まちづくり委員会へ情報部会の報告書説明

報告の要点としては、「新本牧地区のCATVに関しての緊急の課題は周辺受信障害への対応である。それには、地区内地権者が原因者負担の原則により負担金を出し、原因者と周辺住民との調整など全体のとりまめを市に依頼し、そのためのCATVの運営主体の早期設立を市長にお願いすべきである」というものであった。

きわめて重要な事項であるので、協議会常任理事会へ報告し、了承を求めるとなり、また、市長への要望書案を情報部会でとりまとめることとなった。

一二月二日 協議会常任理事会

報告を了承し、市長への要望書についても至急提出することを決定。

こうして研究会の最終成果として、市長あての要望書「テレビジョン受信障害解消のための運営主体設立の要望書」が作成され、六一年一二月五日付けで、新本牧地区開発促進協議会会長名により細郷市長あてに提出された。

地権者の要望に基づき、周辺受信障害対策の負担方式を定め、新本牧地区内外を一体的に整備するCATVの運営主体としての財団法人を、市の責任において早期に設立する方向へ進むこととなったのである。

これで、財団設立のことも大きなカギを握る原因者である地権者の理解が得られたことになった。しかし、こうして築いた関係をブチ壊しにするようなことが起こった。

年末の一二月二五日に、ほぼ確定した財団への出捐団体を集めて設立説明会を開催した。ここでは、あくまでも新本牧地区内外の受信障害対策を基本とする非営利法人の設立という点を強調し、ひかえめな姿勢を示し、

特にマスコミへの発表も行わなかった。

しかし噂を聞き付けた一部新聞社の取材によって「新本牧のCATVは都市型の営利性を追及する会社である……」などという内容で年明け早々に記事になってしまった。

苦勞して地主達の理解を得てきた成果が崩されるといふ事態に田口は啞然とした。まもなく、協議会会長名で市長宛に抗議文が送付されてきた。しかし、この抗議文は組織的な合意のもとに提出されたものでないことが判明したので、田口はいちはやく情報部会などのメンバーを集めて、市の姿勢は何等変わっていないことを釈明し理解を得ることが出来た。その結果、一月二二日に協議会の常任理事会での決定で抗議文は撤回されることとなった。

「雨降って地かたまる」で、その後、協議会のメンバーは、地区外への負担金の覚書締結にあたっても各地主の説得などに協力してくれるなど、きわめて友好的で強力な理解者となっているのである。このような結果を得られたのは、反発を恐れず新本牧の特殊性とまちづくりの中のCATVのあり方を一緒に考えていくという方法で、しかもオープンに進めていったこと、そしてそうした進めかたをするための準備（勉強）を充分に重ね、自信をもって対応していったことが大きかったと思われる。

☆関係者の証言 〇☆新本牧地区開発促進協議会情報部会 鈴木 哲

新本牧地区のCATVに関する調査研究を行うための情報部会のメンバーとして当時を回想すると、横浜市石田氏が情報化の動向についての話をされた第一回の研究会、公開で行われた「CATVとまちづくり」の講演会、およびTCVの石黒氏によるCATVの運営についての話があった第三回の研究会が、我々

に多くの示唆を与えてくれたと考えられます。

こうした研究会を経て我々は、CATVはコミュニティを対象にしたローカルなネットワークであり、単なる営利目的のCATVはその性格になじみにくい。したがってCATVは、最初から地方自治体と協力しながら地域社会の発展、福祉、教育などの行政サービス等地道なサービスを提供することによってまちづくりに役立つようにすることが大切であり、本来の姿であると考えようになりました。

一方、地区外に複雑に受信障害を生ずるといふ新本牧地区の現実をふまえると、個々の地権者によるまちまちな対応でなく、一元的な受信障害対応施設を設置する方法がもっとも効果的で現実的なものという結論に至ったわけです。

このような、CATVのあるべき姿、新本牧地区の受信障害の対応という条件を勘案し、この課題に対応するために公益的な財団法人をつくり、これにCATVの運営をしてもらうことが適切であると判断し、横浜市に要望書を提出することになったわけです。

受信障害地域住民の理解

1. 地区内建築物による受信障害対応

ここでいう住民とは、新本牧地区内に三井不動産により建築された一二階建の高層マンションを原因とする受信障害の発生する地域、本牧原、本牧元町北部、本牧元町南部、本牧大里町、本牧三之谷の五町内会にわたる約一、〇〇〇世帯の人々のことである。

昭和六〇年九月に集合住宅地区の一部が仮換地指定された。そして、そこは敷地の半分近くを所有する三井不動産と他の民間地主二三名による共同開発（等価交換方式）で、九棟のマンションが建設されることになった。

基礎工事が始まり、クレーンが立ち上がるころには、動き回るクレーンの影響によって周辺に受信障害が出始めた。受信障害は被害が現れる前に対処するのが鉄則である。

特に大手不動産業者としてこれまでも市街地で多くのマンション建設を手掛けてきた三井不動産としては、定型化された方式で手際よく問題を処理してきており、新本牧でのマンションでも同様に対応しようとしていた。横浜市がCATVの運営主体をつくるとか、開発による受信障害を一体的に調整するということを打ち出さなければ、三井不動産の対応は平穩無事に終わっていたのかもしれない。

先に述べたように、ビル建設に伴う受信障害対策は、原因者であるビルの建主がビルの屋上等に集中アンテナを立てて、ケーブルにより電波を分配し、被害者の各家庭に送信するためのCATV施設を設置し、二〇年分の維持管理費を付けて被害者達がつくる組合へ渡す方式が一般的であ



る。組合は、自主的に各組合員から若干の利用料を集め、維持管理費と併せて、その経費で施設を運営していくことになる。ところが、三井不動産の方式はこれとは異なる。すべてを、原因となるマンションの居住者に転嫁させる方式である。

マンション分譲までは、三井不動産が被害者に対応し、施設を設置する。分譲時に契約書の中で、マンション購入者による管理組合がこの施設を二〇年間にわたって維持管理する責務が明記される。そして維持に要する費用は、通常のマンション管理費の中に入れられる仕組みである。施設の日常的な保守管理は、分譲前から施設設置に携わっている業者に委託され、仮に施設にトラブルが生じて受信箱からのクレーム処理、対応もすべて業者が行う。したがって、マンションの居住者は、原因者と被害者という関係をまったく意識せずに施設を運営していくという状態になってしまう。

施設の所有権はマンション居住者に帰属しているのであるが、それさえも意識されることはない。一方、被害者はマンション建設を行った三井不動産が長期的に対応するものだと思いついており、居住者に対する関係を理解しないままに施設を利用していくことになっていく。

もちろん、この方式が必ずしも不当なものだとは言えない。受信障害施設の補償システムとしては一応整理されたものともいえる。しかし、一番の問題は、責任関係の不明確さである。元々の原因者でもない人間が、何もわからずに責任だけが押し付けられてしまうことが問題である。

大規模な施設の修繕や多チャンネル化など施設の改善等新規に経費を要するようなことには、居住者にとつてまったく利益にならないことから消極的になるのは当然である。自分達と施設の関係がよくみえないのである。

受信者側から、メディアの機能拡大へのニーズが高まるにつれ、施設のグレイドアップ要求も出されることも予測される。しかし、所有権をもちながら何等判断し、調整していく義務感のない居住者と、受信負担無料を当然のごとく考える受信者との間でそのような対応が図れる筈がない。このことは、基本的な施設の更新時にも深刻な問題を生ずることとなるのである。

三井不動産は受信障害の発生する地域での説明会で、未来永劫負担なしで補償すると言ったという話であるが、法律的な意味で文字通りの未来永劫というのには有り得ないにもかかわらず、それを信じ、将来的な課題を

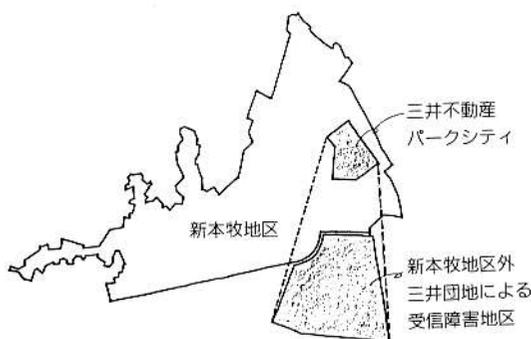
考えないで「タダより安いものはない」と思う人も少なくなかった。

こうしたことが、一体的な解決を遅らせる原因になったのである。

また、三井不動産による単独補償によるデメリットとして、補償のための集中アンテナの位置の問題がある。

新本牧地区内では「新本牧地区まちづくり指針」によってテレビアンテナを立てることはできないのである。したがって、受信障害対策用のアンテナは地区外の障害地域からあまり離れていない比較的受信状況の良い所に立てることになる。

しかし、当初のアンテナ設置場所も、後に建設される高層建築物による新たな受信障害を受ける可能性がきわめて高く、他に移してもつよいには地区外で適切な設置場所がなくなり、流浪の民となってしまう、結局は地区内CATV施設のアンテナ(山頂公園)を共用するしか



くなってしまうのである。

こうした面からも地区内外で一体化したシステムを形成していくことも適切な方法なのである。

さらに、地区内施設が徐々に高度サービスを実現していくと、地区外施設との間に情報格差が生じ、この格差を是正する要求が地区外施設から起こっても、当初から一体化しないと施設改修の新規投資の負担や所有権の移転問題などがあって、後からの一体化は不可能に近い。

このように三井不動産の方式は、こと新本牧に限っては好ましくないものであったので、三井不動産が地元「タダ」で補償すると言ったことを聞いた田口たちはこれはまずいと思った。

このまま放置しておく将来に悔いを残すことになる。早急に適切な対応を図らなければならない。

当面のポイントは施設の所有形態についてであった。マンションの居住者組合であろうと、被害者の組合であろうと組合方式はまずい。しかし、市の方針が定まっていな段階で市が譲り受けるわけにもいかない。ただ、近い将来市が一体化の手続きを進めることを考慮すると、少なくとも所有者は単一にしたい。そのように詰めていくと当面は三井不動産自身が所有することが望ましいことになる。果たして、通常は分譲を終えれば責任を転嫁するはずの三井不動産がそれを引き受けるだろうか。それには、少なくとも市が近い将来確実に施設を譲り受け、一体化していくという何らかの保証が必要である。そしてその保証は遅くともマンション分譲の始まる六一年八月末までには出さなくてはならない。

三井不動産にしてみれば、将来の複合的な受信障害の発生を考えれば、市が施設を引き取り、維持管理してくればそれに越したことはない。ただ、地元との経緯もあるので、すべてを市の責任で処理するという条件がつく。

三井不動産が地元に入った直後から、プロジェクトでも今後の方向性を深く詰め始めていた。しかし、この時点では地域全体を一体化した運営主体設立という方針が市として固まっていなかったため、とりあえずは新本牧CATV施設と三井不動産による補償施設という別施設を、新本牧のアンテナとヘッドエンドを共用させることが出来ないかということに関東電気通信監理局に真面目な顔をして聞きにいったこともあった。

もちろん、一施設、一アンテナというのが有線テレビジョン放送法上の原則であり、こんな虫のいい話が認められるわけがなかった。また、マンションの管理組合が運営主体となった場合、三井不動産との分譲契約の中で、仮に新本牧に新たなCATVの運営主体ができたときはそこに将来の維持管理費をつけて無条件で施設を譲渡させるという方式についても検討したが、現在存在しない不確定な第三者のためにする契約は無理がある。

三井不動産の建築工事に伴う影響は、クレーンが立ち上がる七月ころには出てしまう。それまでに対策施設の設置は完了していなければならない。行きつ戻りつの検討の中で、運営主体設立方針のオーソライズの前に市が責任をもって三井不動産による受信障害施設を新本牧地区のCATVに一体化することを、将来の対応に不安を持つ三井不動産に納得してもらう必要があった。

一体化するためには幹線のルート設計を新本牧CATVの延長としてとらえる必要があるし、当然設備のグレードも揃えなければならない。このような余分の出費を確認するには本来三井不動産社長と横浜市長の契約といったような形式が求められるが、全体的な方針を詰めていないこの時点では形式的な文書による対応は出来ない。そこで田口が思い切って三井不動産の責任者（横浜支社長）に直接会い、市をつくる運営主体への移管を前提に、それまで三井不動産で施設を保有し、施設内容も新本牧地区内のものに合わせていただけないか

とお願いした。市が真剣に検討しているということを理解してもらうために、松平氏に依頼し、進めてきたプロジェクトの成果である昭和六〇年度の報告書を提示し、説明した。結局、三井不動産も市の方針と姿勢を理解し、この件に関しては市と運命共同体となることになった。

その後、マンションの分譲開始が近づいた八月に、三井不動産と市の間で、受信障害対策の負担と市への責務の継承に関する覚書を締結する必要に迫られた。覚書の内容は、市が確実に施設の移管を受け、一切の責務を継承し、地元対応上、新運営主体が徴収する予定の利用料を一部の住民が支払いを拒否するような事態となっても、市はそのことを理由に移管を拒否することのないようにというニュアンスまでも含んだものであった。覚書は新本牧CATVの市としての方針の確定した後、昭和六一年九月に横浜市長と三井不動産社長の間で交わされ、この内容はその後の他の地主への対応のモデルとなった。

こうして三井不動産との一体化のための交渉は終わり、後は三井不動産に「永久にタダ」といわれた住民に「有料」ということの説得作業にうつることになった。

三井不動産は、交渉過程では企業者らしくしたたかであったが、一旦決着がつくと実に信頼のおける関係となった。手ごわい相手ほど解りあえるのかもしれない。

一方、三井不動産のマンションによる受信障害と期を同じくして、新本牧地区に拡張用地をもつ市立中学校（大島中学校）の改築に伴う受信障害への対応が問題になった。三井不動産のマンションによる障害地区に隣接する約八〇戸に障害をあたえるものであり、障害発生時期はやや早く、六一年四月ころには出始めるといふものであった。

これも当然将来的には、新本牧地区のCATVと一体化させるべきではあるが、確定的な方針がでる前にそ

のような方針を押し付けるのは困難であった。苦肉の策として、市の教育委員会の施設担当では、当面仮設のCATV施設の設置ということで対応してくれた。市としての方針が確定するまで時間を延ばし、利用者にも迷惑をかけない方法をとってくれたのである。最終的に本設したのは六二年の二月であった。そして、仮設から本設に変更する時、教育委員会の担当者は財団設立の方針に沿って、各利用者から将来財団に施設が移管されたときには利用料を支払うことを明記した加入申し込み書をとってくれた。一軒一軒、昼夜にわたり説得をしてくれた努力には頭が下がる思いであった。

2. 松浦町内会長との出会い

三井不動産との駆け引きの中で、終始一貫重要な役割をつとめてくれたのが本牧四丁目町内会長（現在は町名変更により本牧原町内会長）であった松浦秀夫氏であった。本牧のまちで旧くから茶室や伝統的な建築物の豊なども手掛けている豊屋さんである。

この松浦さんが大変博学で、ニューメディア関係についてもよく勉強されていた。細かな技術的知識を多く持っているというよりも勘が鋭く、いつも話の要点を押さえた的確な判断をしていただいた。町内でも人望が厚く、実質的な町の世話役であり、代表であった。本牧四丁目には、まさに新本牧地区に隣接しており、常に新本牧の開発の動きがよく見える位置にあった。

「どうも新本牧で新しい映像のシステムを導入するらしい」という噂を聞き付け、自分達でもニューメディアについて勉強しはじめたのが松浦会長以下四丁目役員達であった。

「どうも新しいタイプのテレビサービスで、今まで以上のチャンネルが見られ、それ以外の活用もできるら

しい。自分達の町内も応分の負担を自らして是非新本牧につなげてもらおう」という考えが町内の集まりで出された。加入金も利用料もちゃんと払っていきこうという姿勢を持っていた。

そして、松浦会長は役員数名とともに、六〇年末にその案を持って新本牧開発室を訪れた。以前から電話での相談も、担当者レベルでは受けていたが、やっと運営主体作りの検討作業に入った段階であり、明確な市の方針も示すことは出来ないもので、あやふやなまま松浦氏も帰らざるを得なかった。しかも、たまたま対応した職員の話しかたも紋切り型であったためか、松浦氏たちは気分を害してしまった。

松浦氏が来庁した目的を後で聞いた田口は、うまく意識ある住民との関係を保っておくことは将来のCATV事業にとって有効であると思ひ、後日松浦氏に面会を申し入れた。しかし、市から帰った松浦氏たちは町内会の集まりで今後一切ニューメディアについて関与しないと宣言していたのであった。

その後何とか松浦氏に会った田口は、新本牧のサービスを周辺地区に拡大することは、今検討している新しい運営主体の設立によって可能性が出てくるという話をし、今後これについては密に連絡をとっていききたいと説明した。

こうしたいきさつがあった後に、三井不動産が地元に入り「すべてタダで補償する」という話をぶつけるのである。年明け早々この話を聞いた田口は、まず松浦会長に会い、マンション分譲後はマンションの管理組合に責務を転嫁してしまう三井不動産の補償方式の問題点について説明した。

また、大島中学校の改築による受信障害の補償地域は本牧四丁目の一部におさまるため、結果的に四丁目の町内には二つの異なる補償条件によるCATVが設置され、さらに当面はいずれの補償対象にもならないところが生じるようになってしまい、町内会としては受け入れがたい状況になってしまうのである。町内会として

の一体化に腐心する松浦会長としては、出来るだけ早急に同一方式で全町内会がCATV化されることを希望した。そのための利用者としての若干の負担は当然であるとも考えていた。

大島中学校による補償の問題については、前述したように当面は仮設で対応することとなったので、その間は暫定的に無料となり、結果的には三井不動産と同様の状態となった。松浦会長に対して、一時的に地元で組合を作ってしまうことも提案したが、もはや既成事実として地元には三井不動産のタダ論が定着しつつある中では難しかった。地元といっても松浦会長の属する町内会以外にも四つの町内会があり、簡単にまとめるのは困難であった。

その後も松浦会長には、田口から運営主体設立にかかわる市の動きを逐一報告するとともに、地元の意見や意向の把握に努めた。

プロジェクトを進める過程で悩み考えていることも松浦会長には出来るだけオープンに伝え、逆に地元の視点からアドバイスをいただいたりもした。

☆関係者の証言① ☆本牧原町内会長 松浦秀夫

今から二年前、私達の町内会の役員会はある申し入れの議決をした。隣合わせの新本牧地区には大きなビル群が建造され、私達の町に電波障害をもたらすことであろう。そのときは、横浜市が補償として、新本牧に埋設されている有線テレビ網を私達の町に延長してもらいたいという申し入れであった。恩恵にひたることのみ考えたのではない。我々としても不要になるテレビアンテナ代として、月五〇〇円位は負担しても良いとも考えたのである。

この申し出から二ヶ月程たってから、新本牧にでてくるデベロッパが住民に与える電波障害については、全部補償をすることになったという連絡があった。町内会は戸惑った。市が開発した新本牧なのだから新本牧に起こるいかなる問題も市が負担して欲しかったからである。

進出してくるデベロッパは三井不動産で、「電波障害を与える一、〇〇〇戸に有線テレビを設置し、その維持管理も三井不動産がします。住民の皆様は、金銭的な支出は一銭もすることなくテレビをご覧になります」とのことであった。

さて、有線化が始まろうとしたとき、新本牧開発室から伝わってきたニュースがあった。それは、公益的な運営主体をつくり、将来新本牧地区に出来る建造物による周辺地区住民に対しての電波障害を一手に引き受けて、CATV事業を進めて行きたいとのことであった。私達が当初願った考え方に近づこうとしている動きであった。そこで我々も三井不動産が有線化するときには、横浜市の構想にある有線化方式とドッキングする工事をしてくれるよう申し入れた。これに対し三井不動産側は「補償というものはテレビ受像の度合いが、建造物による電波の遮断による現在からのマイナス分を、現在のゼロ点にまで戻すことで、現在の映り具合より良くする工事は出来ない」と連絡してきた。

その後の市と三井不動産との話し合いの内容は聞こえてこなかったが、工事が始まってみると、普通の電波障害対策に使うケーブルよりもグレードアップされた有線工事であった。部分的に開通したテレビの映像は大変きれいであった。

技術というものは有り難いもので、事が起きれば、起きたなりに次々と新しい技術が投入されていく。本牧地区のCATVの運営には加入契約のための住民への理解がさらに必要であるなど、課題もあるだろうが、古い町、新しい町が一步一步進んで、これらの技術を取り入れ、住み良い町ができていくのが楽しみである。

3. 各町内会への説得

市の内部調整も進み、六一年九月には市長の方針を得て、六二年度当初に財団法人を設立することが決まり、これにより新本牧地区内外の施設の一体化が図られることになったのである。

三井不動産及び教育委員会による保障施設も移管されることとなるのであるが、その大前提として、タダで見ている人達に補償施設でも有料であることを理解してもらい、実際に利用料を支払ってもらわなくてはならない。

そこでまず、三井不動産による補償対象地域である五町内会の会長に集まってもらい理解を求めるところとした。

十月半ばに地元で行った懇談会では次のような話をした。

①今日は三井不動産の補償施設の運用と今後の新本牧地区内のCATV施設とのかかりについてご意見を伺いたい。

②三井不動産は先行してしまっただが、その時点では市の方針も不確定であった。しかし、三井不動産は市の指導や地元の意向を反映して質の高い施設をつくってくれており、多大な貢献をしている。ただし、実際に高度なサービスを実現するにはさらに投資が必要である。

③都市化と複合受信障害の発生は必然である。原因者が特定できないため、逃げられてしまうこともある。個々の原因者が三井不動産の場合のようにバラバラに対応してしまうと結果的に困るのははさまに残る住民達である。今後原因者は三井不動産以外に多数出てくる。

④市として調整し、まとめる用意はある。敢えて火中の栗を拾うつもりである。

⑤方針としては、どの原因者による施設も同じ運営形式でまとめたい。通常の受益者としての応分の負担（アンテナ代相当11月250円）は出してもらいたい。これは維持管理費に充てるものである。

⑥統一的、公平に進めるため、市として特別の組織をつくることもやぶさかではない。ただし、それが出来るまでは個々の原因者に管理させておくことは可能であり、その間はタダでもいたしかたない。

⑦新本牧地区内はいわゆるニューメディア対応型となる。地区外は住民の意志による。同一にするには同様の負担が前提となる。

⑧果たして、250円の負担をしていただけるのか、ご意見を聞かせていただきたい。

町内会長たちの意見としては、これらについて市の方でうまく地元住民への対応を図ってもらえるならば異論はないというものであった。

これを受けて、次のように短期間に集中して地元説明会を開催した。

六一年一月二三日午後七時	本牧原	出席二七名
六二年一月二二日	本牧大里町	三名
二三日	本牧元町北部	七名
二六日	本牧三之谷	一四名
二七日	本牧元町南部	一名

地元の出席者の数は、その対象世帯数に比してきわめて少ないことは一目瞭然である。しかし、このような説明会に出席してくる人達の多くは一言反対論を持っているのが常であり、この人達を説得しきれるかどうかが

が今後の地元対応上の試金石ともなるのである。他の人達はほとんどがサイレントマジョリティであり、彼らの判断を左右するのが反対論者の動向いかんである。

説明会での反対論の代表的なものは「三井不動産は未来永劫タダだと言っていたのに、市が介入すると何故有料になるのか」というものである。250円という低額の料金額自体を問題にするのははばかれるのか、料金の高低についての議論は出なかった。

何故市はもっと早くからこうなることを言わなかったのかという、頭の痛い質問も出たが、これには謝罪するしかなかった。

「250円を三井不動産に支払わせればいい」という意見に対しては、補償施設の運営の原則性を説明することで納得してもらおうとした。仮に意見のように原因者に一方的に支払わせるとなると違法行為に対する「損害賠償」と同様になり、受信障害補償の原則である適法行為を原因とする「損失補償」の原理に反することになる。これでは今後の新本牧内の地主がまとまって周辺の障害対策に応分の負担をしていこうとする根拠をなくすことになってしまう。

「新本牧地区内に建物を立てさせなければいい」とか「250円を支払わないといたらどうする」という意地の悪い質問もあった。前者は論外であるが、後者には粘り強く説明して理解を得るといふ基本論を言うしかない。当然受け入れられない質問は、質問者自身もそのような意識を持っているわけで、ある意味では対応しやすい。また、「市の説明の趣旨はわかるが、当面タダにしろ」とか「今の施設が駄目になった時点で加入すればいい」というものもあった。新本牧の地主達との交渉を同時に進め、彼らに統一負担方式を理解してもらい、最終的な将来の負担の覚書の締結を進めようとしているわけで、三井不動産の補償地域を別扱いにしては

全体的なシステムが成り立たなくなる。この裏の事情までを、この時点では住民に説明することは出来ないで、田口の説明でもやや歯切れの悪いものにならざるを得なかった。しかし、住民たちには納得してもらわなくてはならない。二時間以上にわたり一人で多くの反対者を前に話し続けるのは疲れる。譲歩の余地はまったく無く、説得し、理解してもらうしか道はないのである。

この説明会に続いて、二月に入ってから反射障害地区への説明会を開いたが、若干の障害が出始めていたこともあり、市の対応は遅いと責められてしまった。

民間でも建設に際しての受信障害の地元対応はもつとも面倒なものであるが、田口たちは最終的には地元住民のためになるという使命感に支えられて対応を続けたのである。

ボタンの掛け違いを直す説明会であったので、そう簡単にいかないし最初から覚悟はしていたので、何度でも納得してもらえるまで開催するつもりであった。ただ、田口自身もようやく理解してきたCATVのしくみについて、素人の一般住民にもすぐ理解してもらおうのになにか手だてが必要であると感じていた。そこで、プロジェクトの田口・石田・岡本と松平氏の四人で議論を重ね、想定問答集をつくる作業をはじめた。

いかに一般の人達にCATVの要点を理解してもらおうか。この作業は市のプロジェクトのメンバーにもより理解を深める機会にもなった。

こうして数日の集中的な作業で「CATV Q&A(早わかり)」を作成し、三月に三井不動産の補償対象地域である五町内会全世帯に配布した。そして四月に全町内を対象にした説明会を開いた。

三〇人ほど集まった人達の中には、前回と同じく反対論者もいたが、補償の基本的な考えかたからして市の提案を受けざるを得ないという雰囲気になっていた。しかし、こういった説明会だけでは一部の積極的な(賛

成にせよ反対にせよ)住民の意見を反映するものでしかなく、最終的には一軒一軒を訪問して説明し、加入をお願いするしかないのである。

その後も、財団の設立のお知らせと施設の移管などについて全世帯にお知らせ文書を送付したが、これに対して反対を電話で告げてきた人もいた。このような場合には、田口が即その人の家まで訪ね事情をよく説明し理解してもらおうように努めた。

プロジェクトで考えぬいたシステムの実現を放棄し、地元が納得しないから結果的に悪い状況になってしまった方がないと済ませてしまうのは簡単であるが、田口はそう考えるほど本牧の町が嫌いではなかった。かなりの悪口憎言も浴びたこともあるが、この地域のまちづくりの長期的な利益につながるという信念が彼を強く支えていたのであった。

☆関係者の証言10☆(株)電通メディア開発局長 相良守哉

「CATVQ&A(早わかり)」は、CATV計画をご理解いただくためにと題して、本牧地区の居住者を対象として配布されたものです。一般的にCATVは、わかりにくいサービスと言えましょう。家電製品のように製品そのものによるサービスではなく、放送電波の供給という無形のサービスです。まして、空中波はNHKを除けば無料で受信できるわけですから、再送信を主体としたCATVが何故有料になるのかと疑問をもつのも当然と言えましょう。

「Q&A」は、CATVの一般的な説明から始まり、全国のCATV加入世帯数なども示し、CATVが特別なものでないことへの理解を図っています。また、本牧地区のCATVは受信障害施設なので、テレビ

が見えにくくなる原因等についても基本的な説明を加えています。さらに、受信障害は原因者負担が通常です。この地区ではなぜ行政がかかわるのかも説明し、その利点を理解してもらおう必要があります。

「Q&A」はPR全般の一部にすぎません。地域内の組織である町内会や商店街あるいは電気店等の協力も欠かせないでしょう。また、三井不動産のマンションに他地区から入居する世帯と、古くからの地域に住み、受信障害を受ける人々ではCATVに対するとらえかたが異なるのも当然です。相手の事情に合わせて説明を、反復して実施することが必要だと思います。本牧地区の場合、地権者とデベロッパーも対象となります。区画整理事業の趣旨を理解、賛同してもらうことも目的となります。これら、受け手側のタイプに合わせて対応が大切です。

PR広報の目的は、本牧地区のCATVシステムを関係するすべての人々に理解してもらい、そこに住む人々が速やかに加入契約を行い、維持管理のための利用料を負担してもらうことです。しかし、この目的はあくまでも当面のものであり、PRそのものの最終の目的は、CATVが地域住民のものとなり、地域の人々が番組づくりにも参加、協力し、行政側の活用と相まって活発なコミュニティメディアとなることを促進していくことです。三、四年先の発展期の目標に向けての準備が今後のPR活動の基本と言えましょう。

終章 CCA設立

—これからの課題と展望—

プロジェクトの大きな成果としてCCA（ケーブルコミュニティ横浜）はつくられた。既成市街地のまちづくりの中での「さきほし」から生まれたCATV施設がようやく育ての親を得たのである。

昭和六二年四月二日、財団法人ケーブルコミュニティ横浜（CCY）の設立発起人会が、横浜市長をはじめ各出捐団体の代表者の出席を得て開催された。

仕事の合間に駆け付けてきた石田は、「有線テレビジョンを活用した地域コミュニティの発展に向けてお力添えを」という市長の挨拶を聞き、胸が熱くなるのを覚えた。

すべてが滞りなく終了した後、田口、石田、岡本の三人は記念写真を撮った。

そして、四月六日に関東電気通信監理局に財団設立の許可申請を行い、その足で郵政省に立ち寄りこれまでのお礼を述べた。

四月二四日付けで財団設立の許可はおり、続いて六月五日付けで有線テレビジョン放送法上の許可もおろされた。さらに、六月三〇日付けで新本牧地区内施設と維持管理費四億三千万円はCCYに譲渡され、CCYは七月一日より、正式に有線テレビジョン放送事業者として業務を開始したのである。

こうしてできたCCYは、多くの方々の助力により、CATVの事業主体としてはきわめて恵まれた条件を備えている。

都市型を指向する多くの民間事業者が、その過大な初期投資にあえいでいるのに対し、CCYの施設は区画整理事業による保留地処分金および地区外への受信障害の因となる地区内中高層建築物建築予定地の地主の方々の負担によってすべてを賄われているのである。さらに、横浜市の主導のもとに地元を中心とする民間企業からも予想以上の出捐をいただいたし、財団法人というもともと経営上有利な地位も得ることができたのである。こうした恵まれた条件が与えられているだけに、CCYに寄せられる期待も大きい。

複合的な受信障害対応施設のモデルとして、長期的に安定した経営を行っていくという基本的な課題はもち

ろん、六四年度から開始することが予定されている自主放送、ベイチャンネルサービスという、地域の多様な情報ニーズを反映した事業の展開についても注目を集めている。

さらに、公益的な調査研究財団として民間R&D会社による世界初の電話網実験をはじめ、行政活用へ向けての様々な調査研究、実験も、今後の地域ないし自治体とCATVのかかわり方を模索している多くの方々から成果として還元していかねばならない。

こうした期待に応えていくためには、なによりもまず基礎的な経営基盤である複合的な受信障害施設を、当初描いたデッサンに即して適正な負担システムのもとに着実に整備していくことである。しかし、これさえも口で言うほど簡単ではない。

CCY発足から既に数箇月を経ているが、三井不動産のマンションによる受信障害地域については、わずか月二五〇円の利用料をもらうための契約者もまだ六〇パーセント程度ということである。CATVというシステムが、現象的にはもともとテレビ放送がベースなだけに、ケーブルシステムに伴う負担への理解はそう簡単に得られない。ましてや、たとえそれが反射的な利益にすぎないとしても、もともとテレビ放送の受信を普通に受けていた人々が、ある日突然、ケーブルによらなければまともに受信できないような状態になったときに原因者にすべての負担を負わせようとするのはごく一般的なこともかもしれない。そのように考える人々に、CATV受信の負担のしくみと考え方、CATVのメディア特性、事業運営などについての理解を得るためには長い時間と多くの機会が必要である。しかし、そうした理解なしに進むことはCATVが本来持っているもっとも大きな要素である地域性という特性を生かしたコミュニティメディアという位置付けを放棄することになってしまう。

最少の人員で始めたCCYであるが、実質的な保守管理はTCVの全面的な協力によりつつがなく行われている。六〇―七〇パーセントの契約率が満足するならばこんなに楽な商売はないかもしれないが、決してそうではない。我々がおこなったシュミレーションでも地区外も一〇〇パーセントに近い契約率を想定している。加入料なし、月二五〇円の負担の契約者を確保できないようでは六四年度以降の新しい展開などとてもおぼつかないし、それ以上に長期的な施設の維持管理さえも怪しくなってしまうのである。

また、仮に予定通り自主放送を六四年度から始めるとすれば、それを担う加入者の参加意識を高めるなどの仕掛けは、今から始めなくてはならない。今のところCCYは、その設立に特別なかわりを持ち、理解を持っている人々を別にすれば、突然地域に現れた「異邦人」であろう。地域の人々とより多くの接点を持ち、親しみやすい地域の「隣人」となることが肝要である。CCY（その職員）と地域の人々との日常的な交流が芽生えることによってはじめて、CCYがかけがえのない地域メディアとして認知される第一歩がはじまるのである。

メディアを動かす人間は、その人自身がメディアになることである。「一体何なのCCY?」から「ちょっと気になるCCY」へ、さらに「なくてはならないCCY」へ一日も早く歩みを進められることを期待したい。こうした状況を作り出すためにも、スタッフの充実を図っていく必要がある。

その最も大きなポイントは、「ミスター」（ミスあるいはミセスでもよいが）CCYをつくり、育てることである。

やや浮ついた表現かもしれないが、要は、早くプロパーを育てることである。

一〇〇パーセント近い契約者を確保し、次の展開を図る条件さえ整えば職員増は図れる筈であるし必要でも

ある。現在の体制では、市からの出向職員とTCVからの職員が中心となって動くことになるが、早く固有の若いプロパーを採用し育てることである。本牧を第二の故郷とし、地域の脈々と続くまちづくりの中でCCYを運営し、ケーブルの中に暖かい血液を送るように、生きた情報を送り、コミュニケーションしていく、気概に満ちたプロフェッショナルを育てる必要がある。

CCY運営のもう一つの大きなポイントは、今後いかに横浜市が積極的にCATV行政にとりこんでいくかという点にある。

CCYがその発足において市から出捐金を拠出しているとはいふものの、運用のための資金の大部分は、地域での負担のシステムと新しい事業展開による収入に依存している。市からの出向者も財団からの給与によって賄われている。したがって、年々市の一般会計からの拠出を仰いでいるような団体と異なり、市がスポンサーシップによってコントロールしていくようなものでは決してないのである。

むしろ、市が自治体の情報化施策として、いかにCATVに対応し、これを育て、活用していくかという視点こそが重要なのである。市からの出向も本来このような視点にたって行われるべきであり、区画整理事業の中で設置したから、とか、最も多額の出捐金を出しているからというような消極的な理由から行われるべきではない。CCYがCATVの事業体としては極めて異例な財団という組織を認められたのも、横浜市が積極的によって地域に直接間接の大きなメリットが得られるといった期待からである。新本牧の区画整理事業の担当セクションである新本牧開発室は事業終了に伴い昭和六三年度をもって改組されるが、それ以降、CCYを行政の立場からフォローするセクションが必要である。単に財団の事業報告を受け、形式的な管理を行うだけのものでは殆ど意味をなさないのである。

行政の立場からフォローするセクションが必要である。単に財団の事業報告を受け、形式的な管理を行うだけのものでは殆ど意味をなさないのである。

市内では、今後民間事業者による都市型のCATVが徐々にではあるが展開されようとしている。また、既に六〇年度末時点で市内の七万二千世帯が受信障害施設によってテレビを視聴している。

さらに、最近では自治会が一つの単位となつて、BS（放送衛星）も見られるというふれこみで、四万六千円の施設設置負担金を一、〇〇〇世帯以上から徴収してCATV施設を設置するような動きまで出てきている。もともと起伏の多い横浜では、テレビの受信状況は良くないのであるが、今後の地域開発によって益々空中波による受信条件は悪くなり、好むと好まざるとにかかわらず、ワイヤードアップ（有線化）されていく状況が続いていく。しかも、ニーズの多様化とケーブル技術、電送技術の向上、映像ソフトの充実などといった動向のなかで、受信障害施設は同時再送信のみといったような簡単な割り切りは難しくなっていくものと考えられる。

このような点をふまえた中長期的な視点からCATVをとらえ、地域における情報インフラとして対応していくセクションも必要かもしれない。

また、CCYはCATVをめぐる環境条件の変化にも鋭敏に対応できるよう、より多くのネットワーキングをつくっていくことが望まれる。

CATVとりわけ都市型CATVは我が国ではまだ揺らん期であり、法制度上も今後整備が図られていくこととなる。一方、都市型CATV普及のもっとも大きな決め手となるソフト供給についても、民間の通信衛星を活用したシステムがここ二、三年で実現されようとしている。こうした新しい動きを迅速に把握し、適切に

対応していくためには、幅広く民間等と日常的な接触をもち積極的にネットワークを図っていかなければならない。

幸いCCY設立の過程で実に多くの方々の協力を得たが、こうした貯金を生かしてより前向きな姿勢でネットワークを図っていくことが必要である。

さらに、長期的・経営的な視点にたつと、収益部門が今後のソフト供給の充実、それに伴うモアサービス加入者の増加により相当な収益が図れる状況になった場合には公益部門から独立させ、第三セクターとして分離することも考える必要がある。それによって、より柔軟な資金運用と、より新しいサービスへのチャレンジも可能となり、CATVの多様な活用にハズミをつけることが出来るであろう。

CATVの将来はバラ色なのか灰色なのか俄かに予見することは出来ない。しかし、すでにわが国には五〇〇万世帯がケーブルを通してテレビ放送の受信をしており、モアサービスを売り物にした都市型CATVもやや頼りなげではあるが歩みを進めつつある。こうした土台の上に、技術・サービスそれぞれにかかわる人の情熱と努力がCATVの未来を色づけていくのである。

一方、自治体における情報化への対応もこのような地域の情報インフラをどのように整備し、また活用していくのか、既存の施策のCATV活用ばかりでなく、CATVであるが故に可能なサービスの開発も行う必要があるだろう。この点は他のメディアにあっても同様である。このためにはメディアを活用しうるシステムを、行政内部、地域の中で構築していくことが肝要であり、お仕着せのシステムでは決して日常性の中に根付くことは期待できない。

自治体が地域の理解と民間の協力によってつくったCCYは、自治体の公共性、政策性と民間のもつ柔軟性、

地域のもつ多様なニーズと支援という力をつなげていくのにふさわしい運営主体である筈である。そうした自覚のもとに、着実にかつ、フレキシブルな経営を行い、常に地域を意識し、地域にとつての水、空気となる努力が望まれる。そのことが実現されていくとき、渴いた喉を潤す清廉な水のように、人々の真に欲する情報がCCYのケーブルを通して流れ、まさに、地域の情報インフラとして、そこに住むひとびとの連綿と続くまちづくりの中に活かされていくことが出来るのである。